

第7回 I T活用検討委員会次第

日時：令和4年2月1日(火) 10:00～
場所：議事堂第5委員会室

1 開 会

2 協議事項

議会における I Tの活用の推進について

3 その他

4 閉 会

<資料>

- ・資料1 富山県議会タブレット端末の試行導入に係る基本方針の策定等について（案）
- ・資料2 今後のスケジュール及び検討課題等
- ・資料3 タブレット端末の本会議等への持ち込みに係る当面の取扱について

富山県議会タブレット端末の試行導入に係る基本方針（案）

1 端末の貸与

- (1) 管理者（議会事務局）は、全ての議員に対し、在任期間中、県の備品であるタブレット端末（1人当たり1台）を貸与する。
- (2) 議員は、貸与されるタブレット端末を、紛失、盗難、破損又は故障が発生しないよう適切に管理しなければならない。

2 端末の利用範囲等

- (1) 議員は、端末を議会活動（富山県議会議事堂外の活動を含む。）に使用するものとする。
- (2) 議員は、次に掲げる会議において、電磁的記録の閲覧、作成若しくは保存又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするため、使用することができるものとする。
 - ① 本会議
 - ② 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会
 - ③ 正副委員長会議及び全員協議会
 - ④ 議長が必要と認める会議

3 会議において使用できる機能

- (1) 審議経過の記録や発言原稿作成のためのワードプロセッサ機能
- (2) 議事に関する資料の閲覧
- (3) 議事に関する資料の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧

4 会議に際しての注意事項

- (1) 外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等）・通話を行わないこと。
- (2) 撮影、録音、録画、配信を行わないこと。
- (3) 会議とは関係ない目的で利用しないこと。
- (4) 音声又は操作音を発するなど、会議の進行に支障とならないよう配慮すること。
- (5) 画面表示が第三者の目に触れることがあるため、個人情報等の配慮を必要とする情報の取扱いに注意すること。
- (6) 議員が、前各号に掲げる行為を行ったときは、議長又は会議の長が注意を行うものとし、当該注意によっても行為が改められない場合は、タブレット端末の使用を停止させることとする。

5 端末の管理等における遵守事項

- (1) 端末を自己の責任を持って管理しなければならない。
- (2) 端末を第三者に使用させ、又は譲渡若しくは貸与してはならない。
- (3) 貸与時に端末本体に設定されているパスワード等を変更してはならない。
- (4) 議会活動に必要なアプリケーションソフトを端末にインストールしようとするときは事前に議長に届出なければならない。なお、インストールしたアプリケーションに起因する事故等が発生した場合は、まずは、議員がその責任を負うものとする。
- (5) 会議前の充電や、貸与時の機能を損なわないよう、必要な維持管理、アップデート等を行わなければならない。
- (6) 他者の個人情報を端末の記憶領域に保存してはならない。
- (7) 情報の外部との送受信に際しては、個人情報の保護に留意し、細心の注意を払わなければならない。

6 事故等への対応

議員は、タブレット端末を紛失等したときは、ただちに議会事務局へ連絡しなければならない。

今後のスケジュール及び検討課題等

1 今後のスケジュール（案）

- ・ 令和 4 年 3 月まで
 - ・ 富山県議会委員会条例の改正（傍聴許可制の廃止）
 - ・ タブレット端末試行導入に係る基本方針の策定（議長決裁）
 - ・ タブレット端末の本会議等への持ち込みに係る当面の取扱
→ 議会改革推進会議、議会運営委員会での了承

- ・ 令和 4 年 4 月から
 - ・ タブレット端末操作説明会の実施（基本動作、パスワード等）
 - ・ 随時、IT活用検討委員会の開催
→ ペーパーレス会議を試行し、課題等の整理・検討
→ 随時、議会改革推進会議へ報告

- ・ 令和 4 年 6 月から
 - ・ 本会議、常任委員会へのタブレット端末の試行的利用
 - ・ 予算特別委員会で資料説明用にデジタルサイネージを利用
 - ・ 会議録等電子データの提供（希望議員）

- ・ 令和 5 年 3 月まで
 - ・ 富山県議会会議規則の改正（電子媒体による資料配付）
 - ・ 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正（オンライン委員会等を行った場合の費用弁償の取扱等）
 - ・ 請願・陳情処理要綱の改正
 - ・ タブレット端末の使用に関する要綱の制定
 - ・ 情報通信技術を活用した委員会の実施等に関する要綱の制定
 - ・ 先例の見直し（タブレット端末の本会議等への持ち込み）
→ 議会改革推進会議、議会運営委員会での了承

- ・ 令和 5 年 4 月から タブレット端末の本格利用の実施

2 主な検討課題（案）

(1) 予算特別委員会における資料配付ルール等

大会議室に資料説明用のデジタルサイネージ（2台）を導入することから、議員からの資料提供ルール等を検討（データの保存形式（PDF等）や提出期限等）
→ 印刷、配付業務の軽減

(2) オンライン委員会

試行的に議事堂内においてオンラインによるIT活用検討委員会を実施し、課題等を整理（映像、音声の事故対応、準備行為）

(3) その他

令和 4 年 2 月 1 日
議会事務局議事課

タブレット端末の本会議等への持ち込みに係る当面の取扱いについて

1 現状【タブレット端末等の持ち込みに係る先例】

本会議及び委員会等への携帯電話、スマートフォン及びパソコン（タブレット端末等を含む。）の持ち込みは自粛する。ただし、やむを得ず持ち込む場合（電話やメールを受信する必要がある場合に限る。）は、会議中、着信音が鳴らないよう十分留意するとともに、衣服ポケットに収納するなどにより、机上に置かないこととする。

（平成 25 年 3 月 25 日 議運申し合わせ）

2 令和 4 年度（試行期間）中の取扱い

議会で導入するタブレット端末及び説明員（執行部職員）が持ち込むパソコンについては、令和 4 年度の試行期間中は、この先例の例外的取扱いとすることで、議会運営委員会において協議する。（各会派代表者会議でも概要を説明）

なお、試行状況を踏まえて、令和 5 年 3 月までに先例の見直しをする。